

平成30年度固定資産税評価替えについて

(お知らせ)

平成30年度は、固定資産のうち土地・家屋について3年毎に評価を見直す制度、「評価替え」基準年度です。

基準日(平成30年1月1日)現在の状況を反映した、適正な時価に基づき、土地・家屋の評価額が変更となります。

評価額は、国が定める固定資産評価基準に基づき村が決定するもので、主な変更点は下記のとおりです。

なお、2. 家屋・損耗補正率の変更 は、東日本大震災に伴う原子力災害に際して適用した補正について、所在地の空間放射線量の減少等、震災以降の大玉村内の状況の変化に基づき、段階的に、通常の課税に戻させていただくものです。

このため、税額の増加が見込まれることから、納税者の皆様方には、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 土地

- ・宅地取引事例等による鑑定評価額に基づき変更します。

2. 家屋

- ・損耗補正率の変更

平成24年度以降、対象家屋(震災時既存及び平成23年中新增築)の評価額に70%の補正適用→85%に変更

(減価部分が減少するため、評価額及び税額が増加します。)

- ・経年減点補正率の変更

建築年数経過に応じて生ずる評価額減価(全家屋対象)

3. 償却資産

- ・土地及び家屋以外の事業用資産で、取得価額に対して限度額に達するまで例年減価します。
- ・20万円以上の資産を取得し、その減価償却費を所得税等計算上の必要経費とする場合は、償却資産の申告が必要です。(ナンバーを取得している農耕用特殊車両等は、軽自動車税課税対象であるため除きます。)

担当 : 大玉村役場 総務部 税務課 評価係

969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地

☎0243-24-8094 (直通)